

第 76 回 小松市都市計画審議会 < 議 事 録 >

開 催 日 時	令和 2 年 11 月 9 日(月) 13:30 ～ 14:30
開 催 場 所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室
出 席 委 員	新田雅道委員、西正次委員、馬場先恵子委員、高野哲郎委員、南藤陽一委員、宮田政佳委員、西田頼子委員、中村知恵委員、榊田敦子委員 (出席委員／9 名)
欠 席 委 員	高見健次郎委員、西沢耕一委員、村西卓委員 (欠席委員／3 名)
事 務 局	(事務局／7 名)

○開 会 (事 務 局)	本日は、委員のみなさま方には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 ただ今より、第 76 回小松市都市計画審議会を開催致します。 本日の審議会は、委員数 12 名のうち 9 名のご出席です。小松市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項に基づき、委員の半数以上のご出席がありますので本日の審議会は成立していますことをご報告します。 次に委員の交代及び経過報告を致します。 審議に先立ちまして、役職交代に伴う審議会委員の変更がございます。新たに委員になられた方をご紹介します。 小松市議会議長 高野哲郎様です。 石川県南加賀土木総合事務所長 宮田政佳様です。 2 名の方には、今後とも、どうぞよろしくお願い致します。 また、本日ご都合により、ご欠席となりましたが、 小松市町内会連合会会長 村西卓様も新たに委員となりましたので、ご報告致します。 なお、高見委員、西沢委員は、ご都合により本日はご欠席となっております。 次に、前回平成 31 年 3 月 22 日開催の第 75 回審議会の結果についてご報告します。 議案第 1 号の小松都市計画マスタープランの見直しについては、令和元年 12 月に公表しております。また、意見聴取致しました小松市立地適正化計画については、平成 31 年 3 月 29 日に公表しております。 それでは、審議に入りたいと思います。 これからの会議の進行については、小松市都市計画審議会運営要領の第 1 条第 1 項によりまして、会長が議長となることとなっております
-----------------	---

	ので、新田会長よろしく申し上げます。
(会 長)	委員の皆様方には、ご多忙の中出席をいただき、ありがとうございます。 それでは、議案の審議に入ります前に、議事録の署名人をご指名させていただきます、宮田委員と梶田委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
○1号議案 ○2号議案	それでは、事務局より、議案のご説明をお願いします。 <議案第1号> 小松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（石川県決定） <議案第2号> 小松都市計画区域区分の変更について（石川県決定） については、関連があるため、併せて説明して下さい。
(事 務 局)	まず、最初に都市計画区域マスタープランについて、ご説明させていただきます。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全体を対象として、都道府県が定める都市計画の基本方針のことを、都市計画区域マスタープランとしております。 この都市計画区域マスタープランの定める事項として、都市計画の目標、区域区分の決定の有無、区域区分の方針、主要な都市計画の決定の方針があります。 次に、区域区分について説明させていただきます。区域区分とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、計画的な市街化を図る制度となっております。小松市の中においても、計画的に市街化を進める区域を市街化区域、市街化を抑制して自然環境を保全する区域を市街化調整区域としております。 次に、小松市都市計画区域マスタープランの変更についてご説明させていただきます。見直しまでの経緯としまして、計画的な市街化を図るため、5回の定期的な見直しを行なっております。今回の令和2年には第6回の定期見直しとして、小松市都市計画マスタープラン、核家族の進展による世帯数の増加、若い世代の転入増による宅地需要、好調な製造業の需要増加、北陸新幹線県内全線開業など、社会情勢の変化に対応したまちづくりを進めるために見直しを行なっております。 また、基本テーマを「みんなが学び活力あふれる国際都市こまつ」としており、まちづくりの基本理念としましては、多様な主体の共創により積み重ねてきた歴史文化やものづくりの技術、豊かな自然や交通アクセスの利便性を活かし、住み続けたいと実感できるまちづくり（SDGs）を目指し、地域主体の持続可能なまちづくりを進めることと

	しております。 また、都市計画区域マスタープランの見直しに伴いまして、新たな目標年を定めた上で、人口規模、産業規模を想定させて頂いております。前回の目標年は平成 32 年（令和 2 年）となっておりますが、10 年後の令和 12 年を目標年次として定めております。人口および産業規模については、基準年を平成 27 年としており、人口につきましては、10 年後の令和 2 年までは都市計画区域内の人口は緩やかな減少傾向にあります。市街化区域内の人口については近年は均衡している状況もありまして、市街化区域内の人口は微増するという想定をしております。また、産業規模につきましては工業の発展を見据えた上で、工業出荷額を 8,606 億円と増加する想定としております。 次に、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針について、ご説明させていただきます。核家族化の進展による世帯数の増加などの住宅需要、また主な産業である生産機械製造業等が好調であり新たな工業用地需要が見込まれていることもあり、新たに必要な可住地面積として 28.5ha、工業地として 73.7ha の拡大を想定しております。こうした中で、生産流通業務の需要に対応し、既存工業団地の隣接部に新たな工業用地の拡張を予定しており、工業系 1 地区（安宅新地区）の約 34ha の市街化編入をさせて頂きたいと思っております。 次に、市街化編入させて頂く安宅新地区について、ご説明させていただきます。安宅新地区は、小松空港に隣接している地区でございまして、小松鉄工団地にも隣接しており、安宅スマートインターチェンジ、小松インターチェンジにも近く、交通利便性が高い地区となっております。このため、この安宅新地区 34.3ha を市街化区域として編入させて頂きたいと思っております。また、この安宅新地区の市街化編入に伴いまして、市街化区域・市街化調整区域の面積が変更となります。今回の安宅新地区 34.3ha の市街化編入により、市街化区域面積は 2,229ha から 2,263ha に、反対に市街化調整区域につきましては、10,530ha から 10,496ha に変更となっております。 それでは、経緯と予定について、ご説明させていただきます。令和 2 年 8 月 20 日には、安宅新町町内会に対し説明会を開催させて頂きました。その後、10 月 23 日から 11 月 6 日までの 2 週間は、都市計画の案を縦覧させて頂いており、意見書の提出はございませんでした。また、本日 11 月 9 日に小松市都市計画審議会を経まして、11 月 26 日に予定されております石川県都市計画審議会に付議され審議される予定となっております。その後、令和 3 年 1 月に都市計画決定告示を予定しております。 議案第 1 号および第 2 号の説明は以上となりますので、ご審議の方よろしくお願い致します。
--	--

(会 長)	ありがとうございました。 ただ今、ご説明のありました議案第 1 号、議案第 2 号について、ご質問、ご意見を承りたいと思います。ご発言をお願い致します。
(会 長)	今回、安宅新地区の整備にあたって、市街化区域に編入するという ことで理解してもよろしいでしょうか。
(事 務 局)	安宅新地区の事業に伴い、市街化区域に編入したいと考えており、 ご審議の方をお願いしたいと考えております。
(委 員)	今回の都市計画区域マスタープランの見直しとして、市街化区域内 の人口は微増、工業出荷額は大幅な増加を見込んでいるようですが、 まずは工業地域を増やそうという思いは、ものづくりの町である小松 市としては喜ばしいことですが、現状の工業地域の販売状況、まだ販 売地があるのかどうかを教えてくださいませんか。 また、市街化区域内の人口増加を見込んでいる中で、可住地面積 28.5ha を想定していますが、新たな居住地を想定した住居地域を増や さない理由を教えてくださいませんか。住居地域を増やさないこ とは、個人的にもコンパクトシティの考え方からも良いことだとは思 いますが、ご説明をお願いできないでしょうか。
(会 長)	今ほどの 2 点のご質問に対して、回答をお願い致します。
(事 務 局)	それでは、一点目の質問について回答させていただきます。 市内の工業団地ですが、小松鉄工団地、小松工業団地、串工業団地、 南部工業団地。矢田野工業団地とありますが、土地は全て完売してお ります。山手の方には、正蓮寺工業団地がございしますが、市街地周辺 の工業団地は完売している状況にありまして、今後新たな工業団地を 整備したいと考えております。 二点目の質問につきましては、今回 10 年後を見据えた可住地面積 や工業地面積を想定しておりますが、面積拡大する時期については、 各地区の計画の熟度が整った段階で拡大していくこととしておりま す。今回の安宅新地区については、様々な関係機関との協議を踏まえ て、計画内容の熟度が整ったため、拡大することとしております。可 住地面積についても、計画の熟度が整った段階で、今回のように審議 させて頂いた上で拡大していくこととしております。
(委 員)	土地区画整理事業などが予定されている地区があれば、今後可住地 面積が拡大していくことになるかとは思いますが、都市計画マスター プランと同時に立地適正化計画を策定されていまして、できるだけコ

	ンパクトシティとすることも目標の一つになっていることから、市街地内の人口密度を上げることに力も注いで頂いたら良いのかなと思います。
(会 長)	今の意見を踏まえ、事務局からご意見頂ければと思います。
(事 務 局)	市街中心部においては、町家バンクとして空き家対策をしておりますし、北国街道の無電柱化や公立小松大学などを核として、中心部ににぎわいが出るよう継続して努めていきたいと考えております。立地適正化計画にありますように、小松駅周辺、栗津駅周辺を核として、その周辺にコンパクトな市街地を整備することとなっております。こうした中、人口拡大を見据えた土地区画整理事業の予定ですが、立地適正化計画において小松駅周辺の都市機能誘導区域に隣接しております、打越地区を予定しております。また、小松市民病院に近い向本折地区も予定しております。これらの地区については、現在土地区画整理事業の準備組合が立ち上がっており、区画整理事業の立ち上げに向け、動いているところでございまして、今後市街化区域の拡大を検討していきたいと考えております。
(会 長)	他に何かご意見等はございませんでしょうか。 ご意見がないようですので、議案第 1 号、議案第 2 号について、原案どおり承認することに、ご異議はありませんでしょうか。 異議なし それでは、異議なしということですので、原案どおり承認することといたします。
○3 号議案	それでは、議案第 3 号について、事務局よりご説明願います。
(事 務 局)	それでは、議案第 3 号についてご説明させていただきます。 用途地域について、ご説明させていただきます。 都市において、計画的に土地利用を進め、様々な建築物の混在を防ぐため、建築物の用途によって地域を区分し、建ぺい率や容積率等を定めたものを用途地域としております。また、その種類についても住居系、商業系、工業系と 13 種類がございます。 今回、変更する地区でございしますが、議案第 2 号でご承認頂きました区域区分の変更、市街化区域編入させて頂く安宅新地区となっております。

	り、面積は区域区分の変更と同じく 34.3ha となっております。 安宅新地区は小松空港に隣接しており、工業専用地域の小松鉄工団地と安宅新町で囲まれた区域となっております。 変更内容としましては、現在は市街化調整区域のため、用途地域はございませんが、今回 34.3ha の区域を工業地域として設定させて頂いております。 用途地域の内容についてご説明させて頂きたいと思います。 今回、用途を新たに指定する安宅新地区につきましては、工業地域としており、どのような業種の工場でも建設できますが、病院や学校、ホテルなどの施設は建設できないことになっております。また、工場以外の建物では、コンビニエンスストアや地区内に立地する事業所の従業員のための寄宿舍や住宅なども建設することができます。一方、隣接しております小松鉄工団地や小松工業団地につきましては、工業専用地域ということになっており、どのような業種の工場も建設できますが、工場以外の建物であります学校、住宅、お店、ホテルなどは建設することができないことになっております。 今回、変更する理由としましては、広域交通の利便性の高さを活かし、新規の企業立地や既存企業の拡張の受け皿となる産業団地整備を目的とした土地区画整理事業の施行が確実となっており、利便性の向上や一層の産業振興を図るため、工業地域を指定することとしております。この変更に伴いまして、工業地域の面積が変更となっております。今現在、202ha の工業地域が指定されておりますが、安宅新地区の 34.3ha を加えまして、約 236ha の工業地域となります。 それでは、経緯と予定について、ご説明させていただきます。 令和 2 年 8 月 20 日には、安宅新町町内会に対し説明会を開催させて頂きました。その後 10 月 23 日から 11 月 6 日までの 2 週間は、都市計画の案を縦覧させて頂いており、意見書の提出はございませんでした。また、本日 11 月 9 日に小松市都市計画審議会を審議されまして、令和 3 年 1 月に都市計画決定告示を予定しております。 議案第 3 号の説明は以上となりますので、ご審議の方よろしくお願い致します。
(会 長)	ありがとうございました。 ただ今、ご説明のありました議案第 3 号について、ご質問、ご意見を承りたいと思います。ご発言をお願い致します。
(会 長)	今回、工業地域とすることは、住宅や寄宿舍の建設を見越して設定しているのでしょうか。
(事 務 局)	隣接します小松鉄工団地は、工業専用地域として設定されております。

	すが、今回の安宅新地区には同じように隣接して安宅新町町内がございまして、この区域の中には工場と併用となった住宅があることもありまして、工業専用地域にしてしまいますと、その住宅が用途不適格になってしまうこともあり、適正な用途指定が必要と考え、工業地域として設定しております。
(委 員)	工業地域とすることは、住んでおられる方がいることから良いことだと思いますが、住宅地が近いということもあり、ホテル等が建ったりすることは好ましくないのではと思うのですが、工業地域としてより良い環境にしていくための地区計画は、今後予定しているのでしょうか。
(事 務 局)	今回、工業地域として設定させて頂きたいと思っておりますが、ホテルは建てることができないことになっております。 今後、土地利用の計画を進める中で、産業系としての工業団地の整備を予定しておりますので、土地利用計画の方針が定まった後、地区計画については定めていきたいと考えております。
(委 員)	工業地域では、ホテルが建てられないことでしたか。勘違いしておりました。ホテルが建てられないことであれば、問題はありません。
(会 長)	他に何かご意見等はございませんでしょうか。 ご意見がないようですので、議案第3号について、原案どおり承認することに、ご異議はありませんでしょうか。 異議なし それでは、異議なしということですので、原案どおり承認することといたします。
○4号議案 (事 務 局)	それでは、議案第4号について、事務局よりご説明願います。 それでは、議案第4号についてご説明させていただきます。 今回、土地地区画整理事業の決定をさせて頂く地区は、議案第2号および議案第3号でご説明させて頂いた安宅新地区となっております。面積は32.2haとなっております。 決定の理由について、ご説明させていただきます。 空路・鉄路・陸路の高速アクセス力を活かし、全国との玄関口となる小松空港、北陸自動車道小松インターチェンジおよび安宅スマートインターチェンジといった交流・物流の核となる広域交通結節点をつな

ぐ本市の東西軸としての重要な主要幹線道路を位置付けております。また、好調であります生産流通業などの需要に対応するため、進出企業の受け皿となる産業団地が求められている実情でもございます。また、防衛省の騒音対策による集団移転補償地を活用させて頂き、航空・輸出・物流産業の創出につながる新産業団地の形成を目指していきたいと考えております。そうしたことから、産業団地と幹線道路整備を計画的に進めるために、公共団体施行による土地区画整理事業を都市計画決定させて頂きたいと思っております。

次に、土地区画整理事業の内容について、ご説明させて頂きます。事業名称は、小松市安宅新地区土地区画整理事業としており、施行区域は安宅新町および草野町の一部としております。また、事業面積は、約 32.2ha となっており、事業主体は小松市による公共団体施行としております。事業区域の中央を横断するように幹線道路であります 4 車線道路を計画しており、その道路の両側に大きな産業系の区画を整備し、企業誘致を図っていききたいと考えております。区域に隣接して安宅新町の墓地がありますが、その周辺には公園を配置し、開発による雨水対策として雨水調整池を設け、適切な雨水処理を行った上で、小松基地が近いということもございまして、30m の緩衝帯を小松基地沿いに設けることで、第三者が立ち入らないような対策も考えております。また、幹線道路と結ぶように区画道路を整備し、産業系の企業誘致を図ることとしております。

また、公共施設の配置としまして、今ほどもご説明しましたが、施行区域を横断する都市計画道路（空港軽海線、木曽街道線）であります幅員 22m の幹線道路を骨格として、土地利用や動線計画を勘案した幅員 9m の区画道路を整備することとしております。また、公園緑地につきましては、施行区域面積の 3%以上を確保した上で、墓地周辺に整備する予定としております。この位置についても、安宅新町町内が近いという点も踏まえて設定しており、一体的な利用を考えております。また、宅地の利用計画、道路計画に併せて、水路や雨水調整池の整備を予定しております。そして、宅地の整備ですけれども、施行区域を横断する都市計画道路の両側に、企業のニーズに適合する大街区を整備したいと考えております。また、都市計画道路を中心に区画道路を適正に配置することで、小松工業団地、小松鉄工団地を近隣に有し、かつ小松空港に隣接する立地条件を活かして、航空物流産業などの施設を配置する計画としております。

それでは、小松市安宅新地区土地区画整理事業の経緯と予定について、ご説明させて頂きます。

令和元年 7 月 14 日に安宅新町町内会に事業内容を説明させて頂き、令和 2 年 8 月 20 日には安宅新町町内会に対し説明会を開催させて頂きました。また、令和 2 年 5 月から 10 月までには、区画整理事業に

	必要な様々な条件について、関係機関協議を行っており、主な協議先としては、近畿中部防衛局、北陸地方整備局、石川県、小松警察署、市関係課となっております。その後 10 月 23 日から 11 月 6 日までの 2 週間は、都市計画の案を縦覧させて頂いており、意見書の提出はございませんでした。また、本日 11 月 9 日に小松市都市計画審議会を審議されまして、令和 3 年 1 月上旬には都市計画決定告示を予定しております。この告示を頂いた後には、1 月中旬には事業認可の申請を予定しており、令和 3 年度から令和 4 年度の 2 ヶ年で造成工事を進めていきたいと考えております。また、令和 5 年度には換地処理を行い、区画整理事業を完了する予定としております。 議案第 4 号の説明は以上となりますので、ご審議の方よろしくお願い致します。
(会 長)	ありがとうございました。 ただ今、ご説明のありました議案第 4 号について、ご質問、ご意見を承りたいと思います。ご発言をお願い致します。
(会 長)	事業完成年度は、令和 5 年もしくは令和 4 年になるのでしょうか。
(事 務 局)	事業認可を頂いた後は、令和 3 年度、4 年度の 2 ヶ年で現場の工事を進めることになり、工事の完了は令和 4 年度末を予定しております。令和 5 年度は、新しい区画の地番を設定する等の手続きがございますので、事業完了年度は令和 5 年度を予定しております。令和 5 年春の北陸新幹線開業に併せて、工事を進めていきたいと考えております。
(会 長)	今回、30m の緩衝帯を設けるということですが、加賀市側にあります小松鉄工団地にも、同じようなものはあるのでしょうか。
(事 務 局)	小松鉄工団地には、緩衝帯がない箇所もございますが、大きなスポーツ施設が整備されているところがございます。緩衝帯として一体利用されている状況にあります。また、小松基地側には特殊なレーダー等の施設がありますので、防衛省と協議した上で緩衝帯を設けることとしております。また、緩衝帯の中には雨水調整池を整備する予定としておりまして、施設の有効利用を図ることも考えております。
(委 員)	事業主体が小松市となっておりますが、事業区域の中には民有地があるのでしょうか。
(事 務 局)	事業区域の中には、昔の集団移転に伴う防衛省の土地がございます。また、農業耕作者の土地がございますが、小松市が先行して用地

	買収している土地もありますが、現在も用地買収を進めており、引き続き民有地の取得に努めていきたいと考えております。
(委 員)	用地買収を進めているという話ですが、土地所有者の方は概ね納得している状況にあると思ってもよいのでしょうか。
(事 務 局)	事業を進める前に、事業の同意を先行して取得しておりまして、その後に用地買収を進めてきている状況にあり、継続して土地の取得に努めていきたいと考えております。
(会 長)	他に何かご意見等はございませんでしょうか。 ご意見がないようですので、議案第 4 号について、原案どおり承認することに、ご異議はありませんでしょうか。 異議なし それでは、異議なしということですので、原案どおり承認することといたします。
○5 号議案	それでは、議案第 5 号について、事務局よりご説明願います。
(事 務 局)	それでは、議案第 5 号についてご説明させていただきます。 今回、小松都市計画道路の変更としまして、土地区画整理事業区域内に都市計画道路を整備する予定としておりますが、その前段として小松市の都市計画道路の概要についてご説明したいと思います。 空港軽海線は、小松市を東西に走る重要な幹線道路として整備されており、国道 305 号や南加賀道路などの重要な道路とも接続されております。また、加賀市から能美市までの海沿いを走る木曽街道線が整備されていまして、今回この 2 つの都市計画道路を変更させて頂きたいと思っております。 次に道路の現状について、ご説明させて頂きたいと思っております。今回、小松市安宅新地区土地区画整理事業を行なう事業区域に沿った形で小松空港の前を通過して空港軽海線が整備されており、木曽街道線と交差する箇所までが空港軽海線として位置付けられており、加賀市から能美市まで延びている木曽街道線についても事業区域に沿うように現在整備されております。 議案第 4 号でもご説明しましたとおり、区画整理事業地内に大きな幹線道路を整備することに伴いまして、空港軽海線を延伸することとしております。この空港軽海線との延伸に伴い、木曽街道線との接続

箇所が変更となりまして、空港軽海線の延長と起点が変更になります。また、木曽街道線についても空港軽海線との接続箇所が変更になることで、道路の線形が変わることになりますので、延長が変更になります。こうした内容を踏まえまして、都市計画道路の変更について説明したいと思います。

空港軽海線については区画整理事業地内を延伸する区間があることから、変更する延長としては 1,350m の都市計画道路変更となっております。また、その内訳と致しまして、区画整理事業地内を真っ直ぐ延長する区間は 920m となっております。既に小松空港前に 4 車線道路が整備されている 430m の区間につきましては、都市計画決定が 2 車線のままとなっていることもありまして、今回の変更に合わせて現道に合致する形で幅員 25m に都市計画変更させて頂きたいと思っております。また、この都市計画道路の変更に際しまして、従来の都市計画道路に指定されていた 360m の区間については都市計画道路を廃止させて頂きたいと思っております。

また、木曽街道線については空港軽海線の延伸・起点の変更により接続する箇所が変更になり、道路の線形が変わることになりますので、110m の区間を都市計画道路の廃止とさせて頂きたいと思っております。また、区画整理事業区域から加賀市側の区間につきましては、現道を拡幅する区間となっておりまして、安宅スマートインターチェンジの出入口であります工業団一丁目交差点までが 4 車線化が必要だという結果から、今回幅員 22m の都市計画道路の変更をさせて頂きたいと思っております。このため、木曽街道線につきましては、延長 1,370m の都市計画道路の変更とさせて頂きたいと思っております。

次に、都市計画道路の交通状況についてご説明したいと思います。朝夕の通勤帰宅時間帯には、慢性的な混雑が発生しており、朝の時間帯には小松市街地から小松鉄工団地へと向かう方向において渋滞が発生しており、反対に夕方の時間帯には小松鉄工団地から小松市街地に向かう方向で慢性的な渋滞が発生しております。

次に、こうした慢性的な渋滞を踏まえた上で、都市計画道路の変更理由について、ご説明したいと思います。

小松鉄工団地に隣接するエリアに安宅新地区土地区画整理事業による工業用地の企業立地に伴いまして、交通量の増加が見込まれております。また、安宅新町から安宅スマートインターチェンジの間では、朝夕で慢性的に混雑している状況となっており、円滑な交通の確保が必要となっております。この 2 つの課題を解決するために、都市計画道路であります空港軽海線と木曽街道線について、増加する交通に対応するため、幅員 22m の 4 車線に計画を変更するものとしております。

次に道路の幅員構成について、ご説明させて頂きます。現況の幅員は、片側 1 車線、片側 2 車線の 3 車線道路となっており、両側に歩道

	を有します幅員 16m となっております。今回の変更において、この幅員構成を、将来の交通需要に対応するため、片側 2 車線の計 4 車線と両側に歩道を有し、車道中央には中央分離帯を設置することで、幅員 22m に変更することとしております。 それでは、小松都市計画道路の変更に伴う経緯と予定について、ご説明させていただきます。 令和元年 7 月 14 日に安宅新町町内会に事業内容を説明させて頂き、令和 2 年 8 月 4 日には小松鉄工団地があります区域を対象としまして県道沿いの地権者と企業者に対して、説明をさせて頂きました。また、令和 2 年 8 月 20 日には安宅新町町内会に対し説明会を開催させて頂きました。また、平成 31 年 4 月から令和 2 年 8 月までには、道路計画に必要な様々な条件について、関係機関協議を行っておりまして、主な協議先としましては、石川県、小松警察署となっております。その後 10 月 23 日から 11 月 6 日までの 2 週間は、都市計画の案を縦覧させて頂いており、意見書の提出はございませんでした。また、本日 11 月 9 日に小松市都市計画審議会を経まして、11 月 26 日に予定されております石川県都市計画審議会に付議され審議される予定となっております。その後、令和 3 年 1 月に都市計画決定告示を予定しております。 議案第 5 号の説明は以上となりますので、ご審議の方よろしくお願い致します。
(会 長)	ありがとうございました。 ただ今、ご説明のありました議案第 5 号について、ご質問、ご意見を承りたいと思います。ご発言をお願い致します。
(会 長)	都市計画道路を廃止する区間があるという説明でしたが、全く通れなくなるのでしょうか。
(事 務 局)	区画整理事業区域内に幹線道路であります 4 車線道路の整備に伴い、新たに交差点を設けることとしております。その交差点を通して、安宅町・草野町方面や安宅新町町内へと通じることができる計画としておりまして、交差点を介して廃止区間としている既存道路に接続することができます。このため、都市計画道路としては廃止することにはなりますが、道路としては残ることになります。また、4 車線道路と廃止区間の道路との直接の行き来はできなくなりますが、交差点を介して道路接続できるようになっております。
(会 長)	分かりました。要するに、渋滞緩和と交通の安全性、利便性を踏まえた上で、交差点を新たに設け、安全な道路計画としているのですね。

(委 員)	道路の幅員変更の図面を見ておりますと、3車線から4車線に変更する際に植樹帯を無くして道路拡幅する計画とされているようですが、維持管理の面からも植樹帯を減らす傾向が最近よく見受けられますが、この路線の植樹帯の考え方について教えてもらえないでしょうか。
(事 務 局)	今回、都市計画道路を変更する区域については、産業団地としての企業立地が予定されていることもありまして、工場立地法において企業の敷地内に緑地等の環境施設を設けることが法律上規定されていることでもありますので、道路上に植樹を設けるのではなく、企業敷地の中で歩道側に緑地を誘導することを想定しております。 また、歩行者が少ないということもありまして、歩道幅員についても最小の幅員であります2.5mで計画をしております。
(会 長)	他に何かご意見等はございませんでしょうか。 ご意見がないようですので、議案第5号について、原案どおり承認することに、ご異議はありませんでしょうか。 異議なし それでは、異議なしということですので、原案どおり承認することといたします。 では、5件の審議が終わりましたので、以上で本日の会議を終わりたいと思います。ご審議をいただき、ありがとうございました。 また、議事進行にご協力いただきありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しします。
○閉 会 (事 務 局)	新田会長、ありがとうございました。 なお、本日ご審議いただいた案件のうち、議案第1号の小松市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、議案第2号の小松市都市計画区域区分の変更について、議案第5号の小松市都市計画道路の変更については、県決定であるため、この後11月26日に開催予定となっております石川県都市計画審議会に付議された後に決定する運びとなります。 本日は、長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。 これをもちまして、第76回小松市都市計画審議会を終わります。 ありがとうございました。